

各戸徴収集合住宅適用申請書

年 月 日

大仙市上下水道事業管理者 様

申請者
住 所
氏 名 印
電 話 ()

このことについて、大仙市集合住宅における上下水道料金の算定の特例に関する規程第5条に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

水 栓 番 号			
給 水 装 置 設 置 場 所	住所		
集合住宅名称			
給 水 装 置 所 有 者	住所 氏名	連絡先電話番号	印
管 理 人	住所 氏名	連絡先電話番号	印
給 水 設 備 等 維 持 管 理 者	住所 氏名	連絡先電話番号	印
各 戸 メ ー タ ー 数	専用住居 個	専用住居以外 個	計 個

※太枠内を記入してください。

※水道局使用欄

- 1戸以上の専用住居において、現に生活が営まれていること（入居の予定が明らかである場合を含む。）。
- 集合住宅に専用住居と事務所及び店舗等が混在する場合は、専用住居の各戸メーター戸数が全体の4分の3以上であること。

	専用住居	専用住居以外	計	専用住居の割合
各戸メーター数	個	個	個	%

- 各戸メーターが、管理者が別に定める設置基準に基づく審査に合格したものであること。
- 給水設備の施設管理及び各戸メーターの維持管理の責任者が明確であること。
- 建築物への入館に際しては、常にメーター点検等の業務に支障をきたさない状態であること。
- 添付書類の提出（管理人選定届、集合住宅入居者名簿、給水設備配管図（平面図、見取図、構造図）

調査担当 調査年月日 年 月 日

管理人選定届

年 月 日

大仙市上下水道事業管理者 様

届出人 (所有者)

住 所

氏 名

印

電 話

()

このことについて、大仙市集合住宅における上下水道料金の算定の特例に関する規程第4条に基づき、下記のとおり届出いたします。

記

水 栓 番 号	
給 水 装 置 設 置 場 所	住所
集合住宅名称	
管 理 人	住所 連絡先電話番号 氏名 印

※太枠内を記入してください。

部屋番号		フリガナ お客様名義	電話番号	使 用 開 始 日
棟	室番			
				/
				/
				/
				/
				/
				/
				/
				/
				/
				/
				/
				/
				/

※全居住者の同意が必要です。(様式別紙)

※用紙が足りない場合は適宜コピーしてお使いください。

各戸徴収集合住宅申請同意書

年 月 日

大仙市上下水道事業管理者 様

同意者
住 所
集合住宅名
世帯主名 印

私は、上記集合住宅に居住しています。

この度、大仙市集合住宅における上下水道料金の算定の特例に関する規程に基づき各戸徴収集合住宅に申請することに同意し、上下水道料金の各戸検針・各戸徴収を承諾し、次の個人情報を提供します。

部屋番号		世帯主	電話番号
(棟)	(室番)	(フリガナ) (氏名) (生年月日) 年 月 日生まれ	(固定・携帯)

※記載いただいた個人情報は、大仙市集合住宅における上下水道料金の算定の特例に関する規程に基づく各戸徴収集合住宅の認定に係る事務以外に使用しません。

【お問い合わせ】

大仙市上下水道局 水道課
電話番号 0187-63-1111 (代表)

各戸徴収集合住宅の取扱いに関する契約書

大仙市上下水道事業管理者（以下「甲」という。）と給水装置所有者（以下「乙」という。）及び管理人（以下「丙」という。）は「大仙市集合住宅における上下水道料金の算定の特例に関する規程（以下「規程」という。）」に基づき、大仙市給水装置水栓番号第 号に係る給水設備の水道メーター（以下「各戸メーター」という。）の各戸検針及び各戸徴収に関し、次の条項により契約を締結する。

（水道メーターの設置）

第 1 条 乙は、集合住宅の給水装置若しくは貯水槽等以下の給水設備に、甲の定める設置基準に適合した各戸メーター、共用メーター及び事務所、店舗等の水道メーターを設置するものとする。

2 前項に要する経費は乙の負担とし、水道メーターは甲が貸与する。

（各戸メーター等の維持管理）

第 2 条 乙又は丙は、各戸メーターの故障又は事故がないよう善良な管理を行わなければならない。

2 集中検針設備（集中検針盤やこれに附帯する電気設備、配線設備等をいう。）の維持管理及び修繕等については、乙又は丙の責任において実施するものとする。

3 前項に規定する故障、事故の修理及び維持管理に係る経費は乙又は丙の負担とする。

（メーターの寄附）

第 3 条 甲は、乙から第 1 条第 1 項に定めた各戸メーターについて寄附の申出がなされたときは、これを受けることができる。ただし、甲の定める設置基準に適合するものに限る。

2 前項により寄附を受けた各戸メーターについては、検定期間満了時に甲が交換する。

（給水設備等の維持管理及び水質保全の責務）

第 4 条 乙又は丙は、給水装置に附帯して設置された受水槽等以下の給水設備等の修繕、漏水による事故、その他維持管理及び水質の保全について一切の責任を負うものとする。

2 前項に定めた受水槽等以下の給水設備等の維持管理を怠り、漏水等が生じてもこれに係る料金は、すべて乙又は丙の負担とする。

3 甲は、乙又は丙に対して給水設備等の維持管理上の技術指導を行うことができる。また、施設の改善等が必要と認めるときは、乙又は丙の負担で必要な措置をさせることができる。

（各戸メーターによる計量）

第 5 条 甲は、各戸メーター、共用メーター及び事務所、店舗等の水道メーターにより各戸の使用水量を計量する。ただし、各戸に遠隔指示式メーターが設置されている場合の各戸の使用水量は、集中検針盤により計量する。

（水道料金、下水道使用料の算定）

第 6 条 水道料金の算定は、「大仙市水道事業給水条例（以下「給水条例」という。）」第 30 条第 1 項及び第 2 項を準用する。この場合、各戸メーターの口径の区分により算定する。

2 下水道使用料の算定は、「大仙市下水道条例（以下「下水道条例」という。）」第 15 条又は

「大仙市農業集落排水施設の管理に関する条例（以下「農集排条例」という。）第 15 条」を準用する。

3 受水槽等の洗浄に係る使用水量の料金は、口径 13 ミリメートルの各戸メーターで計量したものとみなし、給水条例第 30 条に規定する基本料金の 2 分の 1 の額と受水槽等の有効容量の総和を使用水量とした従量料金との合計額とする。

4 私設消火栓の演習に係る料金は、給水条例第 30 条第 1 項を準用する。

（水道料金、下水道使用料の徴収及び方法）

第 7 条 甲は、前条第 1 項及び第 2 項により算定した水道料金、下水道使用料を各戸の使用者から徴収する。この場合における徴収方法は、甲の指定した金融機関の口座振替制とする。ただし、甲がやむを得ないと認めた場合に限り納付書納付とすることができる。

2 甲は、前条第 3 項から第 4 項までにより算定した水道料金を丙から徴収し、各使用者が連帯責任を負うものとする。

（給水の停止）

第 8 条 甲は、給水条例及び規程により納付すべき料金を納期限内に納入しないときは、当該使用者又は当該各戸徴収集合住宅に対し、完納するまで給水を停止することができる。

2 給水条例第 40 条各号のいずれかに該当するとき又はこの契約に定めた事項に反した行為がなされたときは、その理由が継続する間、給水を停止することができる。

3 前 2 項に基づき給水停止がなされたことにより、乙又は丙に損害が発生しても、甲はその責を負わないものとし、甲に損害を与えたときは、これを賠償させることができる。

（届出）

第 9 条 乙又は丙は次の各号のいずれかに該当するときは、甲に届け出なければならない。

(1) 受水槽等の洗浄作業及び私設消火栓の演習を行うとき。

(2) 給水設備を変更しようとするとき。

(3) 管理人に変更があったとき。

(4) 給水装置の所有者又はその代理人に変更があったとき。

(5) 当該各戸徴収集合住宅を廃止しようとするとき。

(6) その他甲が必要と認めるとき。

2 丙は、各戸の使用者に次の各号のいずれかに該当するときは、事前に甲に届け出るよう周知しなければならない。

(1) 水道の使用を開始しようとするとき。

(2) 水道の使用を中止しようとするとき。

(3) 権利義務の承継から水道の使用名義に変更があったとき。

（届出のない場合等の料金）

第 10 条 給水設備の使用者が当該給水設備を使用しなかったときにおいても、その給水設備についての使用中止の届出がない限り、規定の料金を徴収する。

2 前使用者の給水設備の使用を継続して水道を使用する者は、前使用者の権利義務を承継したものとみなす。

(暗証番号及び鍵等の措置)

第 11 条 当該建築物の入館に際して、暗証番号又は鍵等を必要とするセキュリティ設備が設置されている場合、乙又は丙は、甲の業務に支障をきたさぬよう、あらかじめ甲に暗証番号を告知し、又は鍵等を提出するものとする。

2 前項に定めた暗証番号又は鍵等を変更するときも同様とする。

3 各戸メーター設置場所が施錠されている場合の鍵の取扱いについても、前 2 項の例によるものとする。

(管理人)

第 12 条 丙は、規程を遵守し、甲の業務が円滑に処理できるよう協力しなければならない。

2 丙は、この契約の内容について、当該使用者に周知徹底させなければならない。

3 丙は、当該各戸徴収集合住宅の共用部分に係る使用水量及び料金又は給水設備に係る一切の苦情について、処理するものとする。

(契約の変更)

第 13 条 第 9 条第 1 項第 3 号又は同項第 4 号の届出があったときは、甲は変更後の新たな給水装置の所有者及び管理人と変更契約を締結するものとする。

2 前項に定める第 9 条第 1 項第 4 号の取扱いは、代理人を除く所有者変更の場合とする。

(認定の取消し及び契約の解除)

第 14 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、各戸徴収集合住宅の認定を取り消し、この契約を解除することができる。この場合、乙又は丙に損失が生じても甲はその責を負わない。

(1) 認定要件に適合しなくなったとき。

(2) 第 9 条第 1 項第 5 号の届出があったとき。

(3) 乙、丙又は使用者が、給水条例及び規程若しくはこの契約に違反し、勧告してもなおこれを改めないとき。

(契約外の事項)

第 15 条 この契約に定めのない事項または疑義が生じたときは、給水条例及び大仙市水道事業給水条例施行規程によるもののほか、甲が別に定めるものとする。

(契約の期間)

第 16 条 契約の期間は、契約を締結した日の属する甲の事業年度末までとする。ただし、契約期間が満了する日の 1 箇月前までに甲、乙、丙のいずれからも意思表示のないときは、更に 1 事業年度延長するものとし、その後も同様とする。

(秘密を守る義務)

第 17 条 甲は、この契約により知り得た秘密は、これを他に漏らしてはならない。

(特記事項)

第 18 条 この契約を証するため、本書 3 通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

年 月 日

甲 秋田県大仙市大曲花園町1-1
大仙市上下水道事業
大仙市上下水道事業管理者

印

乙 住 所
氏 名

印

丙 住 所
氏 名

印

給水設備各戸メーター設置届

年 月 日

施工業者

担当者名

給水装置設置場所	
集合住宅名称	
所有者または 総代者の住所氏名	住所 氏名

部屋番号		給水設 備番号	桁	口径	メーター番号	メーター形式	検定 満期	取付 年月日	取付 指針
棟	室番								

※見取図・平面図とともに提出すること

受水槽等の洗浄作業、私設消火栓の演習届

年 月 日

大仙市上下水道事業管理者 様

届出人
住 所
氏 名 印
電 話 ()

このことについて、大仙市集合住宅における上下水道料金の算定の特例に関する規程第16条第2号に基づき、下記のとおり届出いたします。

記

水 栓 番 号			
給 水 装 置 設 置 場 所	住所		
集合住宅名称			
届 出 内 容	<input type="checkbox"/> 受水槽等の洗浄作業 <input type="checkbox"/> 私設消火栓の演習 (※どちらかにチェックを記入)		
実 施 日	年 月 日		
受 水 槽 有 効 容 量	m ³	高 置 水 槽 有 効 容 量	m ³
実 施 業 者	住 所 氏 名 電話番号		

各戸徴収集合住宅廃止届

年 月 日

大仙市上下水道事業管理者 様

届出人
住 所
氏 名 印
電 話 ()

このことについて、大仙市集合住宅における上下水道料金の算定の特例に関する規程第16条第6号に基づき、下記のとおり届出いたします。

記

水 栓 番 号	
給 水 装 置 設 置 場 所	住所
集合住宅名称	
届 出 理 由	

変更届

年 月 日

大仙市上下水道事業管理者 様

届出人

住 所

氏 名

印

電 話

()

このことについて、大仙市集合住宅における水道料金の算定の特例に関する規程第16条に基づき、下記のとおり届出いたします。

記

水 栓 番 号	
給 水 装 置 設 置 場 所	住所
集合住宅名称	
変 更 事 由	